

豪州における「スノーリゾート東北」プロモーション事業

業務仕様書（案）

（一社）東北観光推進機構

仕様書

1. 業務名

豪州における「スノーリゾート東北」プロモーション事業

2. 目的

豪州市場に対して東北のスノーリゾートに関する情報のほか、アフタースキーや交通アクセスなどの付加価値の高い情報発信をスキー愛好者に向けて行うことで、東北地域の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。

本事業では、豪州のメディア・インフルエンサーの招請及び旅行博出展を実施し、冬の東北7県への認知度向上及び誘客促進につなげる。

3. 事業上限金額

金 4, 475, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

記載の金額はあくまで現時点での事業上限金額であり、今後の予算確保の状況により変更となる場合がある。なお、事業実施にあたっては、上記金額内で東北観光推進機構が指定する額で、東北観光推進機構、秋田県、宮城県及び山形県とそれぞれ契約を締結すること。

4. 契約期間

契約日から2024年3月22日まで

5. 業務内容

(1) メディア・インフルエンサー招請

①実施概要

- 豪州のウィンタースポーツ愛好者に影響力のある豪州現地インフルエンサーまたは豪州市場で東北の認知度を向上させ、訪東北への意欲を高めることができる豪州現地有力メディアを1名以上1回招請すること。
- 提案するメディアやインフルエンサーの選定理由や市場において有する影響力（発行部数、媒体接触者数、SNSフォロワー数等）を詳細に記載すること。また、発信回数や目標とするリーチ数等についても明記すること。
- 招請時期は冬季とし、3泊4日程度（機内泊含まず）とする。
※招請時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。なお、期間は東北取材にかかる日数とし、機内泊等は除くものとする。
- 被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。

②業務の内容

(ア)招請行程の提案

- ・秋田県・宮城県・山形県でそれぞれ1泊以上する行程とすること。
- ・行程は東北7県の観光スポット等の中から選定することとし、スキー場やアフタースキーコンテンツを中心に豪州のウィンタースポーツ愛好者が関心を示す冬の東北の広域観光を紹介する内容で提案すること。また、実際にスキー等が体験できるよう手配すること。
- ・豪州人に人気の定番スポットのみならず、新型コロナウイルス感染症の流行後に誕生した新たな施設についても行程に含めること。
- ・FIT層への発信を前提に、公共交通機関の利用によりアクセスが行える場所を中心に選定すること。
- ・提案に当たっては被招請者に意見を聴取し、各発信媒体のフォロワー属性や発信内容と合致した取材内容を提案すること。最終的には委託者と調整の上行程を決定すること。

(イ) 招請に向けた旅行手配等

- ・被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・被招請者の旅行手配について、海外渡航費（被招請者の自宅⇄海外拠点空港までの往復移動含む）・日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。（通訳とガイドは兼務でも構わない）
- ・宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後の豪州市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。
- ・招請実施後は参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、情報発信に向けたフォローアップを行うこと。また、実績値については適宜報告するとともに、事業報告書において記載すること。
- ・原則として、被招請者には東北観光推進機構CRMシステム（TOHOKU Fan Club）に加入いただくこと。

(2) 旅行博出展

①出展する旅行博

オーストラリア旅行博覧会（Snow Travel Expo 2023 Sydney）へのブース出展。

開催時期：2023年5月28日（日） 開催場所：シドニー

②PRの基本方針

- ・ウインタースポーツ愛好者、訪日リピーター層を主なターゲットとする。
- ・東京から東北へ容易にアクセスできること（新幹線や仙台－成田間及び羽田－各地方空港間を結ぶ航空路線の活用）及びウインタースポーツ愛好者に人気が高い北海道ともアクセスが容易であること（北海道新幹線の活用）を併せて紹介することで、東京や北海道等と組み合わせた広域の視点も踏まえつつ、東北への旅の魅力をアピールする。
- ・JR East Pass や Tohoku Highway Bus Ticket 等、各種パスを活用することにより、コストを抑えつつ公共交通機関で気軽に東北への旅を楽しむことができることをアピールする。

③業務の概要

(ア) ブース出展・装飾

a ブース出展について

- ・出展数は1ブース分を計上すること。(ブース確保は東観推にて行う、6m×3m ブース、\$7,992AUD)
- ・出展効果を高めるため、同時に出展される東北関係の団体等と可能な限り連携を図ること。
- ・ブース名は「TOHOKU JAPAN」とすること。
- ・出展案内に関しては主催者のホームページを確認すること。

b ブース装飾について

- ・他地域と差別化した東北ならではの冬の観光資源等を、インパクトあるビジュアルで発信する。
- ・訪日リピーター層・ウインタースポーツ愛好者に訴求する装飾を企画提案すること。
- ・アフタースキー情報（温泉や食、伝統・文化体験、ナイトライフ等）の充実を図り、東北の冬の多様な魅力を PR すること。
- ・ブース壁面は直接施工ができないことを踏まえて装飾の提案をすること（出展案内参照）。
- ・「Treasureland Tohoku Japan」のロゴを使用し、東北の統一感をもった装飾とすること。
- ・その他、装飾に必要なものを準備すること。
- ・パンフレット入り段ボールや貴重品等を収納し、施錠可能な棚又はスペースを確保すること。
- ・東北各県・市の観光動画または現地とのオンライン中継をブースで放映できるよう、必要な機材等を設置すること。
- ・ブース来場者の質問等に対応するため、WEB 検索が可能な機材等を設置すること。
- ・ブースにおいて、東北観光推進機構 CRM システム（TOHOKU Fan Club）の会員獲得、増加に資する取組みを行うこと。

(イ) ブースの運営

- ・ブース係員として、英語及び日本語での会話ができ、アンケート調査及び東北の観光説明を行う能力がある者を2名配置して、東北の観光の魅力を説明しながら、東北各県・市のパンフレット等を来場者に配布すること。ブース係員2名は過去に東北ブースの通訳業務経験がある者から選定することが望ましい。
- ・来場者とのコミュニケーションを通じて東北への関心と理解を深めてもらうとともに、豪州人の旅行嗜好や東北の現在の知名度等を調査するため、アンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。
- ・アンケートは一般消費者向けに計200名に実施すること。また、アンケートは東北観光推進機構

指示のもと、東北観光推進機構 CRM システム (TOHOKU Fan Club) を活用して実施すること。アンケートのノベルティについては、委託者が提供する。

(ウ) 現地への荷物輸送

- ・観光 PR に使用するパンフレット等の物品を日本から豪州に輸送すること。なお計上の際には、300kg として行うこと。(船便想定)

(エ) 主催者等との連絡調整等

- ・主催者等とブース出展料の支払いその他出展に係る連絡調整及び手続等を行うこと。

6. 事業報告書の作成及び提出

- (1) 旅行博出展事業が終了してから概ね 30 日以内に、事業内容をまとめた中間報告書を作成し提出すること。なお、報告書は東北観光推進機構及び東北 7 県が旅行会社へのセールス等に自由に使用できるものとする。
- (2) メディア、インフルエンサーが記事掲載、情報発信を行ってから概ね 30 日以内に、発信実績をまとめた報告書を作成し提出すること。
- (3) 2024 年 3 月 22 日までに事業報告書を提出すること。

7. 事業効果の把握に関すること

- (1) 本事業が、東北 7 県を主体とした誘客促進につながったことを具体的に把握できる成果指標の設定及びその測定(調査)方法を提案し、効果の測定を実施すること。
- (2) 旅行博への出展については、ブースへの来場者数等の成果指標の設定を行い、効果の測定を実施すること。
- (3) メディア・インフルエンサーの発信については、媒体接触者数・クリック数等成果指標の設定を行い、効果の測定を実施すること。

8. その他

- (1) 受託者は、委託者と締結した「業務委託契約書」の各条項を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務に要する機材および消耗品について準備すること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において業務の遂行について随時報告を行い委託者の了解を得ること。
- (4) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。
- (5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。

以上